多面的機能支払交付金「みどりチェック」【R7追加➡R8変更点】

- 令和７年度から、全ての活動組織等が多面的機能支払交付金「みどりチェック」のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート（様式第１－11号）は、活動期間の最終年度の実施状況報告時に「報告時（しました）」の欄にチェックを入れ、実施状況報告書と併せて市町長に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-201.pdf

多面　みどりチェック



【R8変更点】
・様式を変更しました。詳しくは解説書を参照してください。
・R7年度に既に提出したチェックシートについて「報告時（しました）」を提出する際は、統合された項目は適宜斜線を引く、もしくは空欄にしておく等してください。

報告時（しました）の欄にチェックします。

（様式第１－11号）

農林水産省様式

申請時記入日：　年　月
報告時記入日：　年　月

多面的機能支払交付金　「みどりチェック」チェックシート

組織名：〇〇活動組織

	（1）適正な施肥	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
①	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	□	☑	☑
②	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	☑	☑

	（2）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
③	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合や「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	□	☑	☑
④	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	□	☑	☑

	（3）エネルギーの節減	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑤	活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	☑	☑

	（4）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑥	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	☑	☑

	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑦	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		☑	☑

	（6）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑧	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	☑	☑
⑨	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	□	☑	☑

	（7）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑩	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		☑	☑
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守		☑	☑
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める		☑	☑

注１　申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
注２　記載内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
注３　⑫の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年 法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とします。
※１　多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのdの活動をいう。
※２　便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。